

圏域形成における自治体の段階的な結びつきと広がり からみた類縁性（鹿児島県の事例）

友 清 貴 和*・萬 家 斎**・山 下 剛*

The Step of Ties and Expanse on Local Governments
in the Formation of Facility Area (in Kagoshima Pref.)

Takakazu TOMOKIYO, Itsuki YOROZUYA and Gow YAMASHITA

The purpose of this study is to grasp the mechanism of wide range facility area formation, on the basis of facility areas used currently. As a method, about each municipality we first make clear tied municipalities according to area range. Next, we classify the facility areas of each municipality according to their expanse into various types, and show their characteristics and how they are dispersed throughout the whole of Kagoshima Prefecture.

As a result, we classified them into five types and showed their distribution. One of them is a complex and wide area, another is a combination of specified municipalities into larger entities, and so on. And by comparing the distribution of municipalities in each type with the historical transition of each municipality, we considered the relation between the historical transitions of each municipality and their interconnections.

1. 研究の背景

地域施設は利用者である地域住民に対してもっとも身近な地域サービスである。地域施設を設置する際、機能的・効率的な運営をするためにも施設・サービスの受益範囲（以下、施設圏域）は施設のもつ機能や供給するサービス内容の把握やその地域の諸事情に則し、正しい認識・判断のもとに設定される必要がある。

現在、地域計画における公共施設の多くで行政圏域（自治体がいくつかに分割、または集合した区域）がサービスの受益範囲として先に設定された後、これに合わせて施設機能やサービス内容が決定され、住民生活に直接大きな利害をもたらしている。そして、地域施設およびサービス計画に重要な役割を果たしているこの行政圏域は、既存のものとして疑われることなく、今日の地域施設計画が進められている。

このように施設を運営していく上で、市町村単位での自治体の離合集散は圏域設定の際の重要な要素であり、自治体同士の結びつきや類縁性（性質・機能などの点に

おいてのお互いの近さのこと）を正確に把握することは、複数の自治体で施設圏域を構成する際の一つの課題であり圏域設定手法の第一歩となる。

2. 研究の目的

そこで本研究はこのような背景のもと、鹿児島県（本土のみ）の71市町村を対象に、施設圏域に関する分析を行う。

まず、市町村の結びつきにより構成され、現在機能・運用されている施設圏域の資料をもとに、市町村間の類縁性を指標とし、各市町村について圏域範囲に応じて結びつく対象となる市町村やその順位を明らかにする。次に、各市町村ごとの施設圏域の広がり方を幾つかに分類・類型化することにより、鹿児島県全体における圏域形成の特徴と分布を明らかにする。そして、以上のような結果をもとに、広域的な圏域形成のメカニズムの把握を目的とする。長期的には地域施設計画における圏域設定手法に結びつけようとするものである。

3. 研究の概要および方法

3-1. 分析対象の選定

本研究では、「研究の目的」で述べたように、市町村単位で圏域を形成する場合または市町村同士が結びつく際に、市町村はお互いの関係が深い順に段階的に結びつくという仮説の下、施設圏域における「圏域範囲（市町村数）と結びつく市町村との関係」を分析しようとするものである。そのため施設圏域のなかでも市町村を単独あるいは分割した施設圏域でなく、複数の集合体として構成されているものを対象として分析を行う。

鹿児島県において情報、流通、交通や、地域生活の充実と安定を図るために各種サービスを供給する機関について、圏域が設定されているものを無作為に抽出した。そしてこれらの機関に出向き、施設圏域に関する資料を請求し、各施設・サービスの内容についてヒヤリング調査を行った。これらをもとに鹿児島県の各施設・サービス項目ごとに施設圏域の地図化を行った。鹿児島県において調査した施設圏域の総数542の内分析対象としたものは374である。

調査施設・サービス項目と各項目が有する圏域数についてまとめたものを【表-1】に示す。

また県下全域をもって1圏域のみが設定されている施設・サービス項目については分析対象から外すこととする。また郵便番号区域については、現段階において、番号のどの桁を持って確定するかについての論理的根拠が不十分であり、また行政区域の枠を大きく逸脱するものがほとんどであるため、地図化をすることが困難であったため、本研究においてその分析対象からは外すこととした。

以上より、鹿児島県において調査した施設・サービス項目数40、それらの項目が有する施設圏域の総数542である。

3-2. 研究経過の概要

これまでの研究においては、鹿児島県、宮崎県、大分県の三県において施設・サービス項目が有する施設圏域の構成の調査を行った。その結果、「市町村単独による構成の施設圏域」数が三県とも140以上にも及んでいた。各県の市町村の中でも、自市町村単独による施設圏域を構成しているものが多くみられ、それは各県とも市において特に顕著に現れた傾向であった。

また、平成7年度修士論文「生活圏を規定する市町村の結合力に関する研究」において、「同じ施設圏域に組み合わされている市町村同士」を「結合」しているものとし、結合のみられる市町村の組合せを抽出した。そして、それらの組合せごとに結合している数を施設圏域に

【表-1】調査施設・サービス項目と施設圏域数

施設・サービス項目	分析対象	市町村単独	分割を含む	総圏域数	備考
社会保険事務所(国民年金)	4			4	
社会保険事務所(厚生年金)	2		2	4	
公共職業安定所	11			11	
税務署	9			9	
法務局	5			5	
地方家庭裁判所	8			8	
簡易裁判所	12			12	
郵便番号				32	今回は分析対象外
県税事務所	6			6	
福祉事務所	7	12		19	
保健所	11	1		12	
農業改良普及所	21			21	
養蚕指導所	4			4	
家畜保健衛生所	6			6	
土木事務所	13			13	
公立高校学区	10			10	
県議会議員選挙区	11	9		20	
警察署	19		3	22	
児童相談所				1	県下全域
教育事務所	10			10	
病害虫防除所				1	県下全域
中小企業労働相談所	6			6	
農林事務所	9			9	
食肉衛生検査所	7	1		8	
耕地事務所	9			9	
視聴覚ライセンスセンター	12	5		17	
消防組合	14	3		17	
ごみ焼却施設	12	12		24	
し尿処理施設	17	4		21	
火葬場	17	6		23	
伝染病隔離病室	8		1	9	
商工会議所・商工会		69	4	73	
医師会	13	3		16	
医療圏	10			10	
国民金融公庫			2	2	
JA	11	8		19	
患者等輸送タクシー	4			4	
NTT(市外局番)	11			11	
NTT(営業所)	5			5	
宅配便(ヤド運輸)	17	3	7	27	
宅配便(アリカン便)	19	4		23	
青果物流通圏	3			3	
九州電力	1		9	10	
計(40項目)	374	140	28	542	

における「市町村同士の結合力」として、三県の全市町村相互の結合力を求めた。これにより同じタイプの市町村をグルーピングすることで、各県の生活圏の分布概要の把握を行った。

その結果、宮崎県と大分県は、県内を二分する形でもって、生活圏としての広がりに大きく分けて2つの展開がみられた。そしてそのあいだに位置する市町村が、その両方の一部の市町村にまで生活圏としての広がりを拡張していることがわかった。しかし、鹿児島県はこの2県とは大きく異なり、生活圏としての広がりが多種多様にわたっており、地域によってその広がりの範囲に大きな差がみられた。

そこで、この複雑に構成している鹿児島県における市町村・地域の結びつきや広がりの分布を、結合力とは違った視点でみる必要があり、そこから新たな展開が見えてくるのではないだろうか。

3-3. 研究の方法

圏域形成において市町村同士が結びつく際、市町村は互いの関係が深い順に段階的に結びつくという仮説の下、各市町村の「圏域形成における圏域範囲（本研究では各施設圏域内の市町村数とする）と結びつく市町村との関係」について把握するために、具体的には次の3つを指標とする。

- 1) **最小圏域範囲**（以下、最小圏域とする）…ある市町村を中心と見て構成するすべての施設圏域のうち、同じ施設圏域に組み合わされている他市町村のもつ施設圏域の圏域範囲が最小のものを抽出する。具体的には【表-2】より中心と見る市町村の宮之城町と同じ施設圏域に組み合わされている他市町村の構成する施設圏域において市町村数（右の列）が最も少ないもの。

2) **平均圏域範囲**（以下、平均圏域とする）…ある市町村を中心と見て構成するすべての施設圏域のうち、同じ施設圏域に組み合わされている他市町村のもつ施設圏域の圏域範囲の平均値を抽出する。具体的には【表-2】より中心と見る市町村の宮之城町と同じ施設圏域に組み合わされている他市町村の構成する施設圏域の市町村数（右の列）の合計を圏域数つまり最下段の結合力で除した値。

3) **最大圏域範囲**（以下、最大圏域とする）…ある市町村を中心と見て構成するすべての施設圏域のうち、同じ施設圏域に組み合わされている他市町村のもつ施設圏域の圏域範囲が最大のものを抽出する。具体的には

【表-2】より中心と見る市町村の宮之城町と同じ施設圏域に組み合わされている他市町村の構成する施設圏域において市町村数（右の列）が最も多いもの。

宮之城町を中心とみる市町村として、出水市との関係をみた場合【表-2】。これより、宮之城町を中心とみる市町村として出水市との関係は、最小圏域=14、平均圏域=14.9、最大圏域=17となる。また阿久根市も同様の圏域形成をしており、同じ関係であるといえる。

同様にこれらの値を鹿児島県内（離島を除く）全71市町村について抽出、グラフ化し、その形態の特徴により各市町村との関係や広がりによる分析を行う。

4. 圈域形成における広がりの分析

鹿児島県の各市町村について、構成する施設圏域の範囲に応じて結びつく対象となる市町村を明らかにする。なお、本稿では先述の方法で分析した結果、施設圏域の形成において代表的な4市町について論ずる。また、実際に1つの市町村からの圏域形成の広がりを見たときに、施設圏域を構成していても圏域形成における段階的な結

【表-2】宮之城町を含む施設圏域を構成する市町村

平成7年度修士論文「生活圏を規定する市町村の結合力に関する研究」より

$$\text{平均圈域} = (14+14+\dots+17+16) / 11 = 14.909 \cdots \approx 14.9$$

※【表・2】の見方について、中心と見る市町村の宮之城町と同じ施設圏域に組み合わされている他市町村が施設圏域を構成するとき、該当市町村名の下の列に○がつき、その施設圏域の市町村数(圏域範囲)が右の列に表記されている。

びつきから外れ、明らかに関係が薄いと思われる市町村がいくつか存在しており、このような圏域形成の広がりにおいて関係が薄いと思われる市町村を除いた圏域範囲を規定し、これによる圏域形成の広がりを見る必要がある。

4-1 実質範囲について

実際に施設圏域を構成していても明らかに関係が薄いと思われる市町村を除き、実質的な施設圏域の広がりを実質範囲と規定する。具体的には、a) 中心と見る市町村と圏域範囲を限定的に構成している市町村。b) 圏域形成において段階的な広がりから明らかに逸脱している市町村。これら2つの条件を同時に満たす市町村は、中心と見る市町村と関係が薄いという判断から実質範囲に含まれないものとする。【表-3】

4-2. 鹿児島市における分析結果【表-4】【図-1】

鹿児島市は最小圏域3のとき桜島町、吉田町、喜入町の3町と結びつき、松元町、郡山町へと施設圏域を広げていく。そして、圏域範囲8において7市町と結びつ

【表-3】各市町村からみた「実質範囲」の広がり

タイプ	市町 村No.	中心とみ る市町村	各市町村を中心とみて「実質範囲」を構成している他市町村		*1 実質範囲に含ま れる市町村数
			市町村名	コード	
A	1	鹿児島市	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52		38
	2	鏡浦町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	3	喜入町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	4	山川町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	5	頴妹町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	6	開聞町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	7	枕崎市	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	8	加世田市	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	9	笠沙町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	10	大瀬町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	11	坊津町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	12	知覧町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
	13	川辺町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24		24
B	14	吉田町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		43
	15	桜島町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		43
C	16	串木野市	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		40
	17	市来町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38		38
	18	東市来町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		38
D	19	伊集院町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
	20	松元町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
	21	都心町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
	22	日吉町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
	23	吹上町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
	24	金峰町	1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27		27
E	25	川内市	16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		25
	26	種差町	16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		25
	27	東郷町	16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		25
F	28	入来町	14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		25
	29	宮之城町	14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		25
	30	鶴田町	14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		25
G	31	蘇屋町	14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47-48-49-50-51-52		30
	32	那珂原町	14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47-48-49-50-51-52		30
H	33	阿久根市	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
	34	出水市	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
	35	野田町	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
	36	萬座野町	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
	37	東町	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
	38	長島町	16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40		19
I	39	大口市	1-14-15-16-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-53-54		34
	40	菱刈町	1-14-15-16-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-53-54		34
J	41	国分市	1-14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		22
	42	霧島町	1-14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		22
	43	福山町	1-14-15-16-17-18-25-26-27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37-38-39-40-44-45-46-47		22
K	44	加治木町	1-14-15-28-29-30-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54		24
	45	姶良町	1-14-15-28-29-30-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54		24
	46	藪生町	1-14-15-28-29-30-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54		24
	47	清辺町	1-14-15-28-29-30-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54		24
L	48	横川町	1-14-15-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57		24
	49	栗野町	1-14-15-31-32-33-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57		24
	50	吉松町	1-14-15-31-32-33-39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57		24
	51	牧園町	1-14-15-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57		24
	52	隼人町	1-14-15-31-32-33-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57		24
M	53	財部町	39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71-都城市・三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町(宮崎県)		39
	54	末吉町	39-40-41-42-43-44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71-都城市・三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町(宮崎県)		39
N	55	大隅町	41-42-43-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		27
	56	輝北町	41-42-43-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		27
	57	松山町	41-42-43-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		27
O	58	鹿屋市	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	59	志布志町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	60	有明町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	61	大崎町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	62	串良町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	63	東串良町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	64	内之浦町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	65	高山町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	66	青平町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	67	大根占町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	68	楓占町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	69	田代町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
	70	佐多町	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19
P	71	垂水市	53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71		19

*1 便宜上中心とみる市町村も番号順に併記してある

いているが平均圏域の差より伊集院町・日吉町・吹上町のグループと指宿市・山川町・頬娃町・開聞町のグループとの二つに分けられるが、伊集院グループの方が関係が深いといえる。さらに串木野市、市来町と続き、姶良郡・伊佐郡に属する14市町へと圏域範囲を広げている。

また、最終的な施設圏域の広がりとして、桜島町から枕崎市・川辺郡地域を含み、垂水市へと広げているが、垂水市は圏域形成における段階的な広がりから逸脱していると判断し、実質範囲は桜島町から川辺町までの38市町（鹿児島市を含む）で構成しているとみなすことができる。

4-3. 指宿市における分析結果【表- 5】 【図- 2】

指宿市は最小圏域2のときに山川町・喜入町の2町と結びつき、続いて開聞町、頬娃町へと施設圏域を広げ、最小圏域5のときに川辺郡の大浦町、坊津町、知覧町、川辺町の4町と結びついている。そして、最小圏域8のときに鹿児島市・吉田町・桜島町、最小圏域12のときに枕崎市・加世田市・笠沙町と結びつき、さらには金峰町や伊集院町などの日置郡地域へと施設圏域が広がっている。しかし、平均圏域の水準からもうかがえるように、指宿市は揖宿郡の市町村を中心として施設圏域を広げているといえる。

また、最終的な施設圏域の広がりとして、大口市や国分市などの伊佐郡・姶良郡や垂水市まであるが、これら15市町は、指宿市との結びつきの関係が薄いと判断でき、実質範囲としては山川町から串木野市までの24市町（指宿市を含む）で構成しているとみなすことができる。

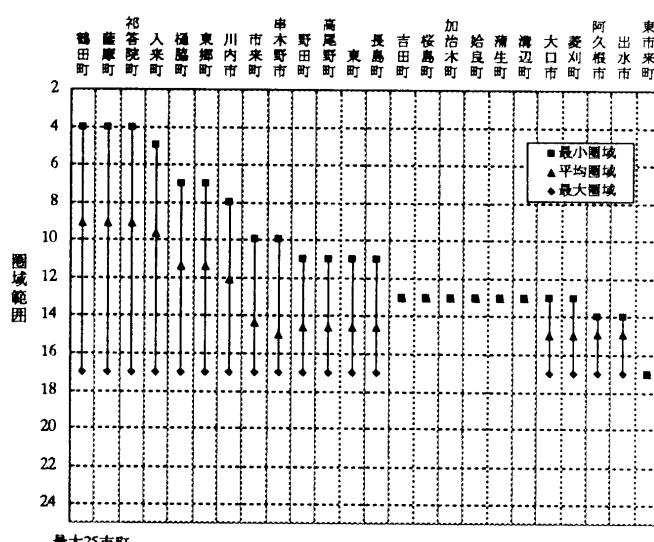
4-4. 宮之城町における分析結果【表- 6】【図- 3】

宮之城町は最小圏域4のとき鶴田町・薩摩町・郡答院町と、5で入来町と、7で樋脇町・東郷町8で川内市と結びついている。平均圏域も同様の順で結びついている。圏域範囲13のみで吉田町・桜島町と加治木町・姶良町・蒲生町・溝辺町の計6町が限定的に結びついている。最

↓【表-4】鹿児島市を含む施設圏域を構成する他市町村

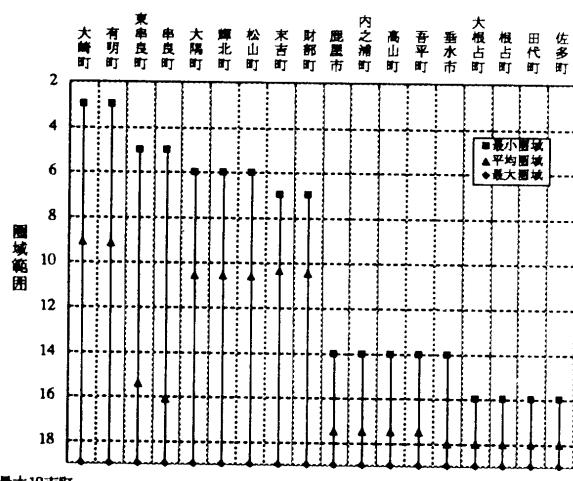
↓【表-5】指宿市を含む施設圏域を構成する他市町村

↓【表-6】宮之城町を含む施設圏域を構成する他市町村



↑【図-3】宮之城町を含む施設圏域の圏域範囲と構成市町村

↓【表-7】志布志町を含む施設圏域を構成する他市町村



↑【図-4】志布志町を含む施設圏域の圈域範囲と構成市町村

小圈域10以上の市町の平均圏域についてみると、上記の6町以外はほぼ同じ水準にあるといえる。このことより、宮之城町を中心として圏域と設定する場合、まず、川内市と薩摩郡6町と結びつき、次に姶良郡地域の6町以外の市町は設定する圏域の条件や特徴によりそれぞれ宮之城町と結びつくものと思われる。

また、最終的な施設圏域の広がりとして、鶴田町から東市来町までの25市町（宮之城町を含む）で構成しており、実質範囲も同様であるとみなせる。

4-5. 志布志町における分析結果【表-7】【図-4】

志布志町は最小圏域3のときに大崎町・有明町と、最小圏域5で東串良町・串良町、6で大隅町・輝北町・松山町、7で末吉町・財部町と結びついている。圏域範囲7までに曾於郡の各市町と肝属郡の東串良町・串良町へと結びついている。ここで東串良町と串良町は他の曾於郡の各市町と平均圏域の水準においてかなりの差が見られることから、東串良町・串良町の2町は志布志町との結びつきは他の曾於郡の各市町ほどは高くないといえる。また圏域範囲14以降では肝属郡の各市町へと結びついている。全体の平均圏域についても見てみると、大崎町・有明町をはじめとする曾於郡のグループと東串良町・鹿屋市を含む肝属郡のグループとの2つに大別できるが、曾於郡のグループの方が高く、結びつきが強いといえる。これからもわかるように志布志町は曾於郡を中心として肝属郡へと施設圏域を広げているとみなすことができる。

また、最終的な施設圏域の広がりとして、大崎町から佐多町までの19市町（志布志町を含む）で構成しており、実質範囲も同様であるとみなせる。

5. 圈域形成の類型化

鹿児島県全体を見たときの圏域形成の広がり方の特徴を探るために、「4. 圏域形成における広がりの分析」での実質範囲における圏域形成のグラフの形態を数値化し類型化する。そして、県内の各市町村・地域のまとまり具合や特徴を探る。

5-1. 類型化の方法

前章より得られた【表-4】～【表-7】、【図-1】～【図-4】について実質範囲の最小圏域のひろがりを「回帰直線の傾き」(以下、傾きと略す)と実質範囲を軸として類型化し、そこでの各市町村(地域)の圏域形成のひろがり方の特徴を見ていく。なお、傾き b は【式-1】により与えられる。

$$b = \frac{n \sum xy - (\sum x)(\sum y)}{n \sum x^2 - (\sum x)^2} \cdots \text{【式-1】}$$

既知の y (従属変数値) は実質範囲の市町村の最小圏域の値、既知の x (独立変数値) は中心と見る市町村を含めた実質範囲の市町村数 (2, 3, 4…実質範囲) とし、これより得られた b が各市町村の圏域形成のひろがり方の特徴を示す最小圏域における傾きとする。

傾きが1.00のとき（【図-5】解説モデルa.），圏域範囲が1増加するごとに結びつく市町村も1つ加わり圏域範囲の応じて結びつく市町村が決まっているということであり、圏域形成の広がり方・圏域設定の手法において、いわば理論上の理想的な広がり方といえる。

傾きが1.00より小さく（【図-5】解説モデルb.）なるにつれて、圏域範囲より結びつく市町村数が多くなるということであり、施設圏域を構成する際の任意の圏域範囲において、結びつく市町村の組合せが複数存在し、いわば拡散性の高い市町村といえる。

逆に傾きが1.00より大きく（【図-5】解説モデルc.）なるにつれて、圏域範囲より結びつく市町村数が少ないということであり、結びついている市町村とはかなり関係が深く凝縮性が高いといえる。

ここで得られた各市町村の傾きと実質範囲を軸として、グラフ上にプロットし、各市町村がどのような圏域形成をし、どのような特徴を示しているかを分析していく。

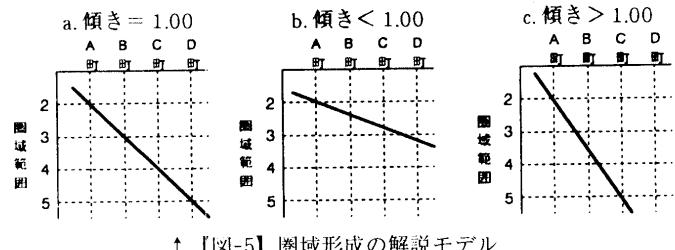
5-2. 類型の特徴と分布

上記の方法で各市町村について見たとき、【表-8】の結果が得られた。これを各市町村の傾きと実質範囲を軸として、グラフ上にプロットし、それを視覚的に類型化したものが【図-6】である。

◆ I類…施設圏域を構成する実質範囲が大きく、傾きが小さい類である。その特徴としては市町村が施設圏域を広げる過程において、結びつく市町村の組合せが複数存在する、いわば拡散性の高い市町村といえる。

I類に含まれる市町村は鹿児島市・郡の3市町や串木野市・市来町・東市来町、財部町・末吉町、大口市・菱刈町のタイプB, C, I, Mに属する10市町である。また、地理的に隣接する市町村が近い値を示していることがわかる。10市町の中でも大口市・菱刈町など6市町が傾きが0.50より小さく、かなり拡散性が高い市町村ということがうかがえる。

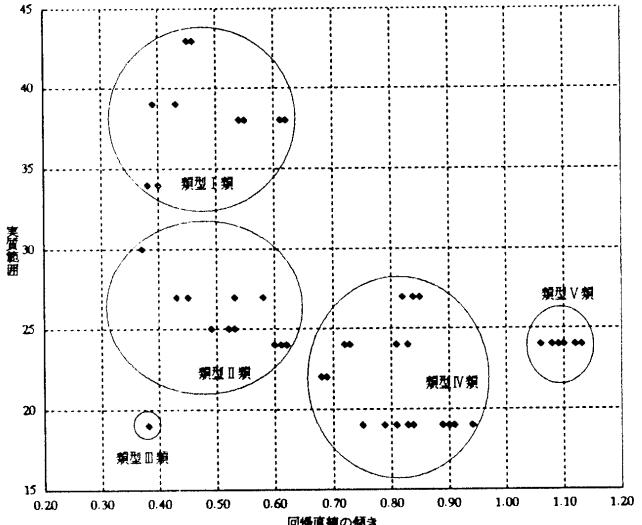
◆ II類…施設圏域を構成する実質範囲が全体の中では標準的で、傾きが小さい類である。その特徴としては市町村が施設圏域を広げる過程において、市町村数24~27の



↑ 【図-5】圏域形成の解説モデル

↓ 【表-8】最小圏域の回帰直線の傾きと実質範囲による類型

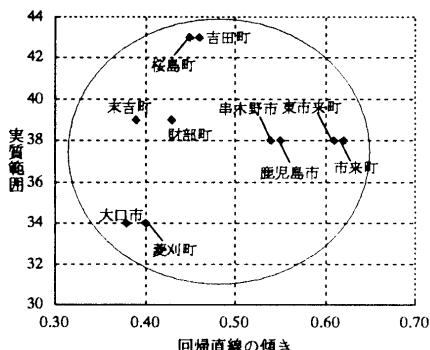
類型	市町村名	範囲	傾き	類型	市町村名	範囲	傾き	類型	市町村名	範囲	傾き	類型	市町村名	範囲	傾き
I類	吉田町	43	0.46	II類	大町	25	0.53	IV類	松元町	27	0.84	V類	志布志町	19	0.9
	桜島町	43	0.45		東郷町	25	0.53		伊集院町	27	0.82		有明町	19	0.8
	財部町	39	0.43		種子町	25	0.52		南伊豆町	24	0.83		大隅町	19	0.9
	末吉町	39	0.39		宮之城町	25	0.49		喜入町	24	0.81		垂水市	19	0.89
	市来町	38	0.62		種子町	25	0.49		山川町	24	0.73		喜平町	19	0.84
	東市来町	38	0.61		菱刈町	24	0.62		諸崎町	24	0.72		出水市	19	0.83
	鹿児島市	38	0.55		牧園町	24	0.62		南郷町	24	0.72		鹿屋市	19	0.81
	串木野市	38	0.54		加治木町	24	0.61		国分市	22	0.69		内之浦町	19	0.79
	菱刈町	34	0.4		始良町	24	0.61		蕃山町	22	0.68		高山町	19	0.79
	大口市	34	0.38		瀬生町	24	0.61		南島町	22	0.68		串良町	19	0.75
計 10市町					東郷町	24	0.61		大橋占町	19	0.94		計 31市町		
II類	鹿児島市	30	0.37	III類	吉田町	24	0.61	IV類	横石町	19	0.94	V類	川辺町	24	1.13
	財部町	30	0.37		草人町	24	0.61		田代町	19	0.94		坊津町	24	1.12
	吹上町	27	0.58		浦辺町	24	0.6		野田町	19	0.91		大隅町	24	1.1
	大隅町	27	0.53		東串良町	19	0.38		高尾郷町	19	0.91		知覧町	24	1.1
	松元町	27	0.53		計 22市町				佐多町	19	0.91		加世田市	24	1.09
	金峰町	27	0.45		計 1町				阿久根市	19	0.9		枕崎市	24	1.08
	福北町	27	0.43						東町	19	0.9		笠沙町	24	1.06
	川内市	25	0.53						長島町	19	0.9		計 7市町		



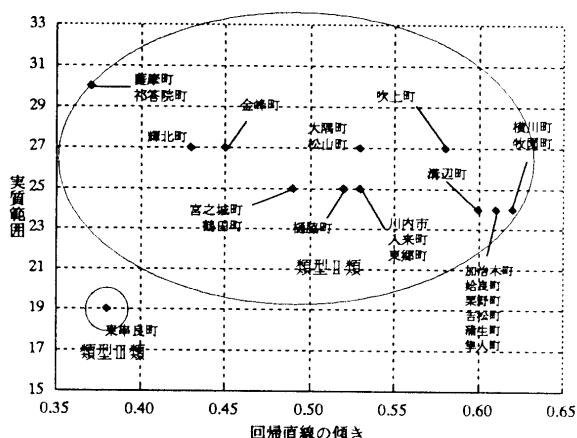
↑ 【図-6】圏域形成の類型化 (類型 I ~ V類)

範囲で、I類と同様に結びつく市町村の組合せが複数存在する。

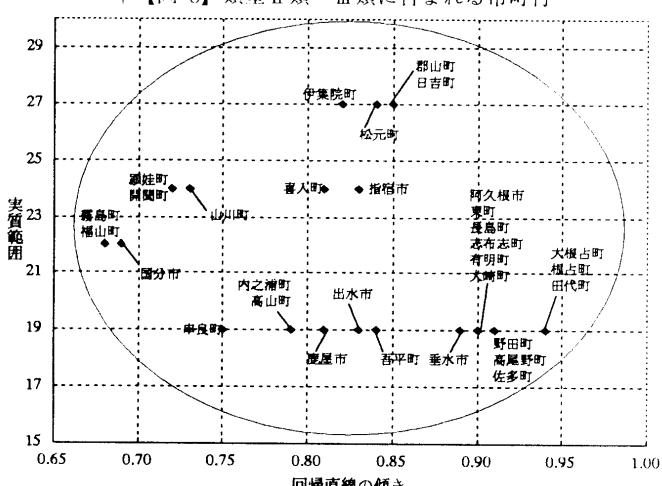
II類に含まれる市町村は金峰町・吹上町の日置郡2町、川内市・薩摩郡7町、姶良郡9町、曾於郡3町のタイプDの一部と、タイプE, F, G, J, K, L, Nに属する合計22市町である。中でも姶良郡の9町と川内市・薩摩郡の6市町のそれぞれのグループはほぼ同じ傾きを示し、各市郡内で高い類縁性があるといえる。



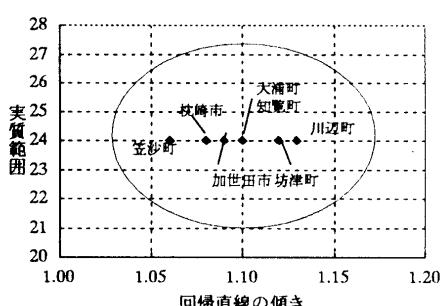
↑【図-7】類型I類に含まれる市町村



↑【図-8】類型II類・III類に含まれる市町村



↑【図-9】類型IV類に含まれる市町村



↑【図-10】類型V類に含まれる市町村

◆Ⅲ類…東串良町の1町のみの特殊な類であり、特徴として施設圏域を広げる過程において、狭小な範囲であるが、結びつく市町村の組合せが複数存在する。

◆Ⅳ類…県内の4割以上の市町村が属し、施設圏域を構成する実質範囲が比較的小さく、傾きが0.65~0.95の中にある、標準的な圏域形成の広がり方の類といえる。特徴としては市町村が施設圏域を広げる過程において、比較的狭い範囲で、ある程度規則的に周辺の市町村と結びついている。

Ⅳ類に含まれる出水郡と肝属郡の各市町村が地理的にも離れているにも関わらず、ほぼ同じの傾きを示し、この2郡とも実質範囲も同数であった。

◆V類…施設圏域を構成する実質範囲が狭く、傾きが大きい類である。

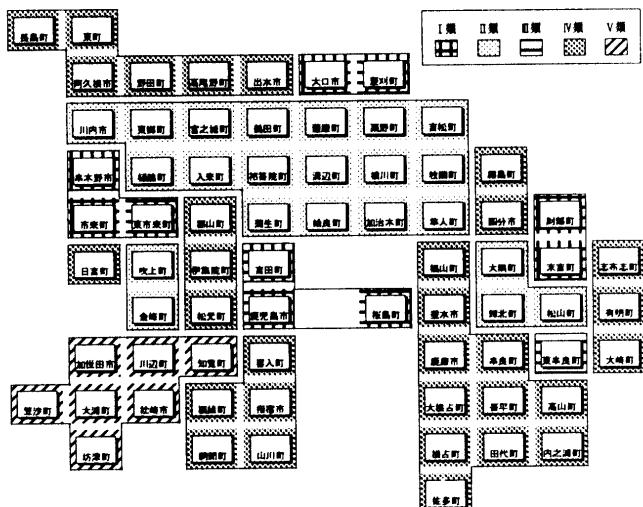
V類に含まれる枕崎市・加世田市・川辺郡内の計7市町はすべて傾きが1.00を超えており、その特徴としてこれら7市町は、それぞれ圏域範囲より結びついている市町村数が少ないとことがあり、結びついている市町村とは凝縮性が高いといえ、かなり関係が深いと考えられる。

5-3. 歴史的変遷から見た類型に関する考察

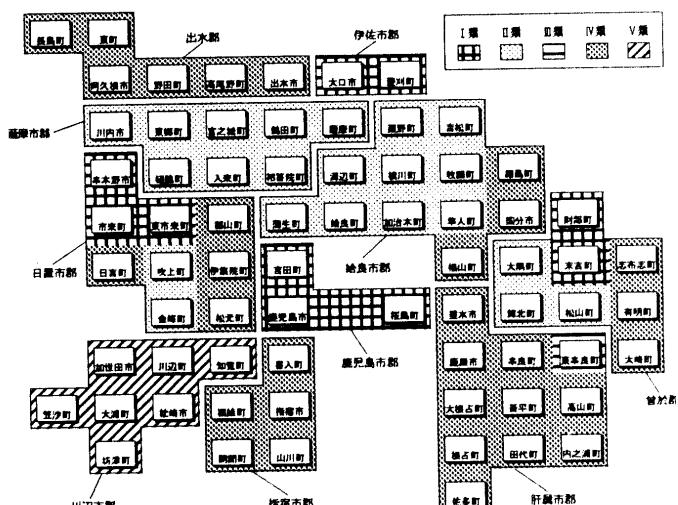
一連の本研究の過去の成果により、市郡区域・市町村区域の歴史的変遷が各市町村の結びつきや関係に大きな影響を与えていていることが明らかとなっている。そして、今回明らかとなった「圏域形成の広がり方の特徴と分布」と市郡・市町村区域を重ねてみることにより歴史的変遷との関連性についての考察を行う。

鹿児島県全体について、隣接する類型は上でまとめた類型分布を【図-11】に、過去の市郡・市町村の区域形態の変遷を【図-12】、【図-13】に示す。市郡・市町村の区域形態を示す時期は鹿児島県において特徴的な変遷がうかがえる、大正10年の「郡制廃止」により郡役所は機能を失い、今日、地理的名称となっている市郡区域（全10市郡区域）と、明治22年の「市制町村制施行」前（全22市郡区域）の2つで比較・分析を行う。※ただし、現在の市町村区域と過去の市郡区域の境界線が一致しない場合、その市町村区域がより多くの面積を含む市郡区域に属するものとする。

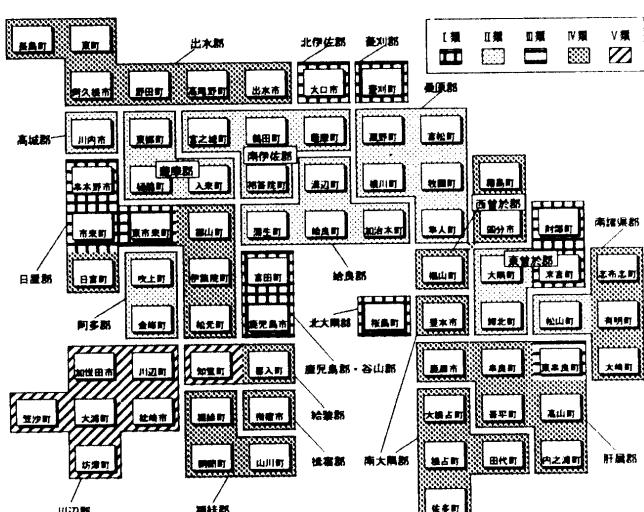
【図-12】より、指宿市郡・川辺市郡・鹿児島市郡・薩摩市郡・出水市郡・伊佐市郡の6つが大正10年当時の各市郡地域において、同じ圏域形成の広がりの類型に属していることがうかがえ、当時の市郡制度の結びつきや名残が各市郡地域に定着し残っているものと考えられる。



↑ 【図-11】鹿児島県全体の類型分布（類型 I～V類）



↑【図-12】大正10年当時の市郡・市町村区域



↑ [図-13] 明治22年当時の市郡・町村区域

【図-13】より、現在日置郡に属し、吹上町・金峰町は、明治22年当時においての阿多郡は類型II類で同じ類型を示した。現在肝属郡に属し、垂水市・大根占町・根占町・田代町・佐多町は、明治22年当時においては南大隅郡は類型IV類で同じ類型を示した。また、現在曾於郡に属し、国分市・霧島町・福山町は、明治22年当時においての西曾於郡は類型IV類で同じ類型を示し、この3市町を除く大正10年郡制下の姶良郡であり明治22年当時の姶良郡・桑原郡の2つも各郡内で同じ類型を示した。これらはそれぞれ、明治22年当時の市郡地域単位で結びついており、古くからの名残が定着し残っているものと考えられる。

また、串木野市・市来町・東市来町、伊集院町・松元町・郡山町、現在の曾於郡内の各町などは過去の市郡区域と形態を一致せず、古くからの結びつきや名残をそれほどは残しておらず、圏域の設定条件や諸事情から現在の市町村区域単位での関係を構成しているものと考えられる。

6. まとめ

「4. 圏域形成における広がりの分析」において、市町村の集合体として施設圏域が形成されている場合の、圏域範囲に応じた段階的な市町村同士の結びつきの把握を行った。

その結果、各市町村・地域により施設圏域を広げていく過程において、段階的な結びつき方に特徴がうかがえた。各市町村とも自市郡を中心として施設圏域を形成しており、施設圏域を形成する際に、市郡という枠が大きく影響していることが明らかとなった。特に出水郡の各市町村が顕著にこのことを示している。一方、市郡の枠を超えて圏域範囲を広げている市町村もいくつか存在した。また、最終的な施設圏域の広がりである最大圏域において、実際に施設圏域を構成していても明らかに結びつきが弱いと思われる市町村の存在がわかった。

「5. 類型の特徴と分布」において、施設圏域の実質的な広がりの範囲である実質範囲を規定し、その広がりによる市町村同士の結びつきや各地域の結びつきを明らかにした。そして、各市町村について、実質範囲と圏域形成の広がり方を示す回帰直線の傾きとを軸として数値化しそれを類型化し、各市町村・地域の歴史的な区域形態の変遷と比較・考察し、特徴の分析を行った。

その結果、鹿児島県の各市町村は5つに類型化できた。その特徴として、川辺市郡や肝属郡、薩摩郡、出水郡の各地域はそれぞれの市郡内での結びつきが強いことがわかった。また、その市郡内での結びつきが強い市町村同士を結びつける市町村として、類型Ⅰ類に属する鹿児島

市、串木野市、大口市、財部町など10市町がそれぞれの市郡地域を結びついているといえる。これら10市町は、施設圏域を形成する際、その施設・サービス項目の特徴や条件により、結びつく市町村の組合せが複数存在する、いわば拡散性の高い市町村であるといえる。さらに市郡圏域の歴史的変遷から見た考察では、いつ頃から各地域が結びつきや関係が定着したのかがうかがえた。

このように市町村や地域により、圏域形成における広がり方の特徴の違いなどの類縁性が現れた。その要因としては市町村成立の歴史、人口・面積さらには地理・道路交通状況などの要素が考えられ、今後これら地域の特性と圏域形成との関係を明らかにする必要がある。

*参考文献

「鹿児島県市町村変遷史」／鹿児島県印刷局

昭和12年3月

原口虎雄「鹿児島県の歴史」／山川出版社

平成2年1月25日

平成5年度修士論文

「鹿児島県の歴史的経緯からみた施設・サービス圏域の構成状況に関する研究」

鹿児島大学大学院工学研究科 梅崎照城

平成7年度修士論文

「生活圏を規定する市町村の結合力に関する研究」

(鹿児島県・宮崎県・大分県の事例)

鹿児島大学大学院工学研究科 高附剛生